

相模原市監査委員公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、健康福祉局福祉部の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年3月27日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 岸 浪 孝 志

同 中 村 昌 治

1 監査の期日

平成27年3月26日

2 監査の対象及び方法

この監査は、健康福祉局福祉部において、平成26年度(平成27年1月末日まで)、ただし、必要に応じて平成25年度以前に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給担当

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(2) 地域福祉課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(3) 地域医療課

ア 後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

ウ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(4) 障害政策課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(5) 障害福祉サービス課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(6) 精神保健福祉課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(7) 精神保健福祉センター

ア 各事業の旅費の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(8) 緑生活支援課

- 各事業の委託料の支出に関する事務
- (9) 中央第 1 生活支援課・中央第 2 生活支援課
 - 各事業の委託料の支出に関する事務
- (1 0) 南生活支援課
 - 各事業の委託料の支出に関する事務
- (1 1) 緑障害福祉相談課
 - 各事業の旅費の支出に関する事務
- (1 2) 中央障害福祉相談課
 - 各事業の旅費の支出に関する事務
- (1 3) 南障害福祉相談課
 - 各事業の委託料の支出に関する事務
- (1 4) 障害者更生相談所
 - ア 各事業の旅費の支出に関する事務
 - イ 各事業の委託料の支出に関する事務
- (1 5) 陽光園
 - ア 療育センター使用料の徴収に関する事務
 - イ 各事業の委託料の支出に関する事務
- (1 6) 城山保健福祉課
 - ア 各事業の旅費の支出に関する事務
 - イ 各事業の委託料の支出に関する事務
- (1 7) 津久井保健福祉課
 - ア 各事業の旅費の支出に関する事務
 - イ 各事業の委託料の支出に関する事務
- (1 8) 相模湖保健福祉課
 - ア 各事業の旅費の支出に関する事務
 - イ 各事業の委託料の支出に関する事務
- (1 9) 藤野保健福祉課
 - 各事業の旅費の支出に関する事務

3 監査の結果

(1) 注意事項

ア 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給担当の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金給付業務委託において毎月の委託業務の状況を翌月の10日までに報告することを契約書約款で規定しているが、5月分を7月に報告することについて受注者からの口頭による申し出に対し、決裁に付すことなく了承していた事例や支出命令書の検査・検収日が実際に検査・検収が行われた日以前の日付になっている事例が見られた。

契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識するとともに、契約書約款の遵守を徹底し、適正な事務処理の執行に努めるよう注意する。

イ 地域医療課の後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務を調査したところ、調定書作成前に納入通知書が送付されていた事例や調定すべき金額の算定を誤っていた事例が見られた。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条では、歳入の収入の方法について、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」と規定している。

また、相模原市会計規則(平成4年相模原市規則第10号)では、歳入の調定について、第16条第1項で「歳入徴収権者は、歳入を徴収しようとするときは、(中略)所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者、納期限及び納付場所を調査決定(以下「調定」という。)し、調定書を作成しなければならない。」とされ、納入の通知については第19条第1項で「歳入徴収権者は、調定をしたときは、速やかに納入通知書を作成し、納入義務者に交付しなければならない。」と規定している。

後期高齢者医療保険料の調定書作成事務に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、事務処理体制を見直すなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行するよう注意する。

ウ 障害政策課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、福祉バス提供事業業務委託において、契約書約款では、受注者は当月分の業務実施報告書を添えて、翌月10日までに発注者に請求書を提出すると規定しているが、報告書の日付、受領日及び請求日が提出期限を過ぎている事例が散見された。

このことは平成24年3月に実施した前回の定期監査においても、同業務委託において、請求書等の提出の遅延が散見されたことから疑問を呈したところ、契約業務の適正な執行を徹底するため、契約業者を指導していく旨の回答を得ている。

しかしながら今回の定期監査においても同様の事例が見られたことから、契約事務の執行に当たっては、その重要性を再認識するとともに、契約書約款をはじめとする関係書類の記載内容を精査・確認し、契約書約款に基づく委託業務の執行状況の確認を徹底するなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行するよう注意する。

エ 障害福祉サービス課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、障害児者入浴サービス事業委託に係る契約事務において、次のような不適切な事例が見られた。

(ア) 支出命令書の「検査・検収日」が、実績報告書の日付より前の日付となっている事例が散見された。

(イ) 毎月の業務実施内容を翌月10日までに報告することを契約書約款で規定しているが、実績報告書に記載された日付が報告期限を過ぎていた事例が散見された。また、実績報告書を報告期限後に受領していた。

契約事務の執行に当たっては、その重要性を再認識し、事務処理方法や確認体制を見直すなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行するよう注意する。

オ 中央障害福祉相談課の各事業の旅費の支出に関する事務を調査したところ、旅費支給事務において、次のような不適切な事例が散見された。

(ア) 自家用自動車を使用して公務出張をした場合において、全行程の距離を基に算定すべきところ、行程ごとに算定したため支給不足となっていた。

(イ) 本来支給すべき対象者とは異なる者へ支給されていた。

(ウ) ICカード運賃により算定すべきところ、現金運賃により算定したため過払いとなっていた。

旅費の支給事務の執行に当たっては、「旅費事務の手引き」等の再確認を行うとともに、再発防止に向け組織として意識改革に取り組み、事務処理体制を見直すなど、適正に事務を執行するよう注意する。

カ 障害者更生相談所の各事業の旅費の支出に関する事務を調査したところ、旅費支給事務において、直行直帰による出張における算定方法の誤りや定期券重複区間における算定方法の誤り、非常勤特別職職員に係る算定方法の誤りなどにより支給不足となっていた事例が11件、過払いの事例が1件見られた。

旅費の支給事務の執行に当たっては、「旅費事務の手引き」等の再確認を行うとともに、再発防止に向け組織として意識改革に取り組み、事務処理体制を見直すなど、適正に事務を執行するよう注意する。

(2) 健康福祉局福祉部におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。